

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

山田智子

**企業が取り組むべき
パワーハラスメント対策**



47

- ①身体的な攻撃
 - ②精神的な攻撃
 - ③人間関係からの切り離し
 - ④過大な要求
 - ⑤過小な要求
 - ⑥個の侵害
- の6つの行為類型に分類されます。

「ハラスメントに関する共通認識が形成されてい るとは言えない」と悩める企業は、まずはここから「サクッと検索！」して、はじめてはいかがでしょうか。企業のハラスマント対策取組支援のため、専門家の派遣事業も行っています。

(注) 施行日、指針等 7月20日時点では公表されておりません。
 (社会保険労務士法人名古屋労災・社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)



女性活躍・ハラスメント規制法が5月に成立しました。これにより、パワーハラスメントについても企業に防止措置が義務付けられます。事業主が講ずべき措置については指針で具体的に定めるとされていますが、おそらくはセクシャルハラスマントやいわゆるマタニティハラスメントと同様の内容になると予測されます(注)。既に課されているこれらの措置義務と複合的・総合的に取り組むことが求められるでしょう。

職場のパワーハラスメントが与える影響は深刻です。労働者のメンタル不調や人命にも関わる重大な問題となります。ま

た、職場全体の生産性や意欲の低下、人材の損失を招きかねません。「あつてはならないこと」と認識されているにもかかわらず、残念ながら、個別労働紛争解決制度の実施状況(平成30年6月)では、「いじめ・嫌がらせ」がすべての相談件数の中でトップの件数となっています。

職場のパワーハラスマントは「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とされ、典型的な行為は、

厚生労働省総合情報サービス「あかるい職場応援団」には、資料のみならず動画コンテンツも豊富です。「何から手をつけたらいいのかわからない」「業務上の適正な指導との境界線が明確でない」「かなづしもパワー

ハラスメント行為は繰り返す傾向があります。起きてしまった際に、個人の問題として加害者の処分だけで終わらせ、新たな被害者をつくらないためにも、加害者の行動改善を促す再発防止の取組とその背景にある職場

**企業のイメージ広告
商品広告掲載します**

「Meihoku」編集室

電話〈052〉961-1666

イラスト・伊藤栄章